

国語科における法教育
～生徒に興味を持たせる授業実践～

1 はじめに

本論文では法教育を普及させる方策として、国語科における法教育を提案するとともに、その理由や具体的実践方法、その際の法教育の授業協同者（以下「ゲスト講師」と称す）との連携について論じる。筆者は教員として今年で25年になるが、最初の3年間は社会科教員であり、4年目から国語科教員になった経緯がある。したがってここで述べることは両科目を教え、かつ高等学校（以下「高校」と称す）で具体的に実践してきた経験に基づく。

まずは法教育を国語科で行うことが最適であるとする理由を3つ挙げる。

2 法教育を国語科で行う理由

(1) 法教育研究会「報告書」と国語科学習指導要領の関連性

第一は、法教育で養う力と国語科で育む力がほぼ一致することである。2004年に出された法教育研究会「報告書」（法務省大臣官房司法法制部司法法制課）によれば、法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」（前掲書：2）とあり、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育である」（前掲書：2）と述べられている。また「実社会で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力などを高めることを重視する法教育の基本的な考え方」（前掲書：3）と記されている。

このような法教育で重視される力を養うには「国語」が最適である。なぜなら「高等学校学習指導要領 第1節 国語 第1款 目標」には「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」とあり、法教育で高めようとする力に合致する。また殆どの高校で履修する「国語総合」の「3 内容の取り扱い」（6）イにも、教材を採り上げるにあたって配慮する観点として「伝え合う力を高める」「思考力を伸ばし」「情報を活用して、公正かつ適切に判断する能力を養う」「科学的、論理的な見方や考え方を養い」「生活や人生について考えを深め、人間性を豊かにし、たくましく生きる意志を培う」

「人間、社会、自然などに広く目を向け、考えを深める」と明記されており、思考型・参加型の教育にマッチする文言が並んでいる。

その観点からいうと、新学習指導要領において法教育が、社会科や公民科、道徳教育、特別活動に位置づけられる一方で、国語科において全く位置づけられていないことには疑問を持たざるを得ない。

(2) 法とことば

第二は法とことばの関係性である。法のしくみの運用にはことばが必要不可欠である。「現代社会において、法はことばなしに存在し得ないし、機能しようがない」（堀田秀吾 2009『裁判とことばのチカラ ことばでめぐる裁判員裁判』ひつじ書房：ii）存在でもある。法の基礎になっている価値や法的なものの考え方を身につけるためには、当然法を運用することばへの理解や表現、感覚といった力が備わっていなければならない。裁判員としてその事件の背景を読み取って判断するにあたって、ことばの力が必要になってくる。ことばを直接扱う国語科がそれを担うことは言うまでもない。

(3) 国語科と社会（公民）科の違い

第三は教科における特性の違いである。2つの教科を教えた経験から、国語科には教科書のこの内容を消化しなければならないといった縛りが緩く、教員による教材選択の自由度も高い。一方、社会科の場合は教科書を使って必ず消化せねばならない箇所が多く、暗記中心に偏る傾向が否めない。また国語科はどの進路を選んでも必ず3年間教科として履修せねばならないが、社会科は理系に進んだ場合、「政治経済」を履修する必要のない場合が多い。つまり国語科の方が、物理的に時間数も履修させる生徒数も多く、法教育を実施する条件は相対的に国語科の方が恵まれているとあってよいだろう。

以上3つの理由から国語科での法教育を主張する。

3 具体的実践例

(1) 生徒の興味を引く大切さ

教材を選定するにあたり重要なことは「面白い」ことである。法教育がいくら高尚な目標を掲げていても、生徒にとって興味を抱けない教材であれば効果が薄い。ここで紹介する例は、(後述する落語と法教育を除いて)授業で実施し生徒の反応が良かった教材である。生徒やゲスト講師の声を織り交ぜ

ながら説明する。

(2) 模擬裁判

模擬裁判は 2002 年より国語の授業に導入してきたが、生徒の様子や時間数の制限といった条件に合わせて「シナリオどおりに」「シナリオを書き換えながら」「シナリオを最初から創り上げて」の 3 パターンの授業を選択できる。いずれのパターンもまず裁判を傍聴することから始める。「家族のために身を汚した被告人を見た。彼なりに必死だったと思うし、被害者家族もどんなに辛いだろう。両方の人間の悲しさが見えてきた。表に見えないものを見ようとするのが大切なんだ」これは生徒の傍聴の感想だが、「本物」を見ることでモチベーションが高まる。裁判傍聴時や前後の時間に法曹三者をゲスト講師として招き刑事裁判手続きや法廷のルールを解説してもらおう。生徒はその後裁判官・検察官・弁護士・被告人・証人・裁判員等に分かれて、シナリオの読み込みや書き換え、創作を通じて議論し、最後は模擬法廷を作って判決を下す。立証するためには「何となく」は許されず論理的思考を駆使しなければならない。考え出した論理を整然と述べても聴く方は納得しない。納得させるためにことばと身体を使ってどのように表現するか工夫を凝らす必要がある。

ただ、筆者は論理的思考力や表現力以上に重要な力は「想像力」であると捉えている。裁判は法律を適用して終わり、というものではない。全ての事実が記録されているわけではない資料やシナリオから、関係者（遺族や被告人家族）の思いやマスメディアによる事件報道のあり方等をどれだけリアリティを持って心の中で描けるか、裁判で現れることのない向こう側にいる人間の姿が見えた上で、自分の存在をかけて真正の判断を下さなければならない。「被害者はこの後怪我をしてしまったせいで職を失い、どうやって妻を養っていくのか、被告人はこのような事件を起こしてしまいこれからその家族はどうやって生きていくのか、当初はそんなことは1つも考えられず、ただ紙面の上で殺意はあったのかなかったのか考えてしまっていた。これではいくら『思考力』や『表現力』が身についたとしても模擬裁判をした意味はない」（生徒の感想）。裁判が「知的ゲーム」に陥らないためにも人間を見る眼差しが大切になってくる。この眼差しは「読む力」に基づくものであって、

ここに法教育を国語で取り組む意味があるといえる。

(3) 実用的な文章

国語科「現代文」の扱う教材の1つとして、現代の社会生活で必要となる実用的な文章がある。法教育との関連でいえば「契約の文章」「判決文」が挙げられる。「契約の文章」を扱う際は司法書士や社会保険労務士とのコラボレーション授業となる。具体的な教材としては、レンタルビデオ店や旅行会社の実際の約款、消費者金融のテレビCM、労働条件契約書である。授業としては、①司法書士・社会保険労務士の業務を紹介する②実際の約款や契約書、テレビCM（注：メディアリテラシーに関連する）を教材に文字の大きさや内容から気付いた点を挙げさせ、契約とは何かを考えさせる③契約に関するクイズを出しながら契約の説明をする④望まない契約をしてしまった場合や親友から頼まれた保証に関する司法書士会オリジナルのシナリオや、アルバイトの応募に来た高校生と店長のやりとりについての社会保険労務士創作の寸劇シナリオを演じさせ、その対処方法や契約書の読み方を学ばせる⑤契約解除通知書を実際に書かせたり、労働をめぐる契約の問題について具体的事例を紹介したり、契約（の文章）を通じて現代の社会について考えさせる、といった流れになる。

この授業を合同で行った司法書士は次のように述べている。「昨今、大人も含めて文章を読むことに疎くなっている。文章を読み、考えていくという点からは、知識詰め込み型の社会科の授業で行うより、国語の授業の一環として行うほうが向いているのではないだろうか」（西脇正博 2006「国語の授業と法教育—国語教師と司法書士のコラボレーション授業—」『市民と法』No.38 64-65:65）。また社会保険労務士は生徒に次のようなメッセージを伝えている。「法律は権利の上に眠る者を保護しない、ということばがあります。法律があるのに知る努力をしない人には法律は微笑んでくれないのです。何事も面倒臭がらず自分で確かめることが社会に出てからは特に大切です。ただ法律は魔法の杖ではありません。できればお互いに話し合っただけで解決できればそれに越したことはありません」

社会生活の大部分に契約という「網」がかかっている以上、いやおうなく契約の文章を読み解いた上で、場合によっては考えた結果相手と交渉するこ

とが生きていく上で求められる。国語の授業で契約の授業を経験した実務家のことばから、契約をことばの視点から考える重要性が伺える。

判決文の授業とは、裁判員裁判での判決文を教材に、被告人が耳で聴いてもわかる文章に高校生の視点から書き換えるとともに、裁判官作成の判決文を「論理性」「表現力」「わかりやすさ」の観点から評価し、通信簿をつけるという内容である。その際法曹三者を招き、専門家と高校生の間でわかりやすい判決文を巡って議論を交わす。この授業は法廷で使うことばを介して専門家と市民がどう歩み寄れるか、裁判（員）制度を根本から支える法のことばのあり方を双方が考える機会となる。

（４） 現代や古典の作品

既存の現代文の作品を使つての法教育も可能である。漫才芸人である田村裕著のベストセラー『ホームレス中学生』（ワニブックス 2007）は法教育の教材として利用できる。中学生の時一家離散となりその後公園で生活した実録の文章をグループ学習で「どれが法に違反しているか」という視点で読み合うのである。「家族解散宣言は父親による扶養義務放棄にあたるのでは」「自販機下の 500 円を拾い使つたことは窃盗にあたるはず」「襲撃してきた小学生に石を投げ返したことは暴行罪だ」等々、グループからはさまざま疑問が出される。それらをゲストの弁護士が明快に説明していく。現代の文章を従来の国語の手法だけでなく、法という視点で読み解いていく手法、とりわけ「言っていること」と「もとになる証拠」に分けて考えていく思考方法は生徒にとって非常に新鮮だったことが授業後の感想文から明らかになった（『ホームレス中学生』を教材として扱う授業の実践は、大阪府の地歴公民科教員と大阪弁護士会所属弁護士の協同授業が嚆矢である）。

古典での法教育も可能である。筆者はこれまで古典への親しみを深め、思考力・想像力・表現力を養う目的で古典落語を教材として扱い、落語家との協同授業を行つてきた。古典落語は「天狗裁き」「佐々木裁き」「つぼ算」「一文笛」など裁判にまつわる作品がいくつかある。落語家だけでなく、法曹関係者をゲストに招くことでより豊かな古典の授業を創造できるだろう。落語家に裁判にまつわる古典落語を演じてもらい、従来のように落語の歴史や基本的な説明・実演といった国語的なアプローチだけでなく、法曹関係者から

今の法律から考えるとどうなるか説明してもらおう。その説明の前後に生徒や落語家、法曹関係者が落語に出てくる被告人にあたる人物の罪はどうか、議論することで面白い授業となるだろう(実際にこのような取り組みは、日本司法支援センター大阪地方事務所が桂米朝事務所の協力を得て、法テラスの広報活動の一環として「法テラス寄席」の名称で2010年現在第4回まで実施されている)。

4 おわりに

紹介してきたように国語科において法教育を実施することは十分可能である。その際国語科としての目的を外すことなく、そこに法教育としての目的を加味することがポイントである。目的を2つにすることで目的1つの場合よりも深く、生徒はその教材から学ぶことができるだろう。

それはゲストの関わり方にもいえる。法教育のゲスト講師というと法律実務家(法曹三者や司法書士等)を思い浮かべるが、筆者はこれまで法教育を実施するにあたり、企業関係者、ケーキ店経営者(パテシエ)、銃砲店経営者、法医学者、犯罪被害者の会幹事、マスコミ関係者、劇団員、警察鑑識課職員等多くの社会人と生徒らを出会わせる機会を作ってきた。たとえば模擬裁判の資料で倉庫が舞台となれば、倉庫を持つ工場を訪ねたり、銃を使った犯罪であれば銃砲店の方に話を伺うことでよりリアルに考えることができるのである。「ケーキ屋さんの話ってどんなふうに参考になるかな?」と思ったんですが、販売員のサンタの服に血がついていたら匂いでわかるはずなど、私たちでは思いつかないことをいろいろ教えてもらいました」「プロの話は自分たちが考えない奥深いところまで考えており、視点が違うので良き指針となった」(生徒の感想)。

法は全ての人々に関わるゆえ、法教育は公民科の専売特許ではない。同じように全ての人々に関わるゆえ、法教育のゲストは法律実務家にとどまるものではない。法教育のゲストは地域社会における全てのその道のプロの人々でもある。国語を例に法教育のあり方を論じたが、法教育はある教科や一人の教員が抱え込む教育ではなく、教員が生徒とさまざまな人々をつなぐ接着剤となって、学校外の世界も巻き込むことで、生徒に広い視野を持たせ、深い感動を与える教育となるに違いない。